

1. 件 名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の共通施設としての放射性廃棄物の廃棄施設に係る新規規制基準への適合性確認に関する事業者ヒアリング（187）
2. 日 時：令和2年12月2日（水）13時00分～13時20分
3. 場 所：
 - （1）原子力規制庁10階南会議室
 - （2）国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所※本ヒアリングは、テレビ会議にて実施
4. 出席者：
 - （1）原子力規制庁
原子力規制部
新基準適合性審査チーム
島村安全審査官、荒川安全審査官
 - （2）国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
バックエンド技術部 課長 他5名
5. 議事要旨
 - （1）国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）原子力科学研究所の原子炉施設（放射性廃棄物の廃棄施設）の変更に係る設計及び工事の方法の認可申請（以下「設工認」という。）（その8）に関し、資料1に基づき耐震補強設計の品質管理について説明があった。
 - （2）原子力規制庁から、上記（1）の説明に対し、了解した旨伝えた。
 - （3）原子力機構から、設工認（その7）の補正（※）への質問事項に関し、資料2に基づき説明があった。
 - （4）上記（3）の説明に対し、原子力規制庁から主に以下の内容を伝えた。
 - ・鋼管杭と地盤との周面摩擦力による支持力について、地盤改良体を粘土質地盤と考え、粘着力による周面摩擦力を評価している。実際に採用する工法の評価書やマニュアル等を用いて、セメントにより固化した地盤改良体が、粘着力による周面摩擦力を発現できるとする考え方の根拠を説明すること。
 - （5）原子力機構から、上記（4）について了解し、次回以降のヒアリング等において説明する旨の回答があった。
6. 配付資料
 - 資料1 放射性廃棄物処理場の設計及び工事の方法の認可申請（その8）申請概要【第1編 第3廃棄物処理棟の耐震補強】【第2編 減容処理棟の耐震補強】【第3編 解体分別保管棟の耐震補強】
 - 資料2 原科研廃棄物処理場設工認（その7）補正に対するコメント（R2.11.17）回答

・ 関連ページ

- (※) [日本原子力研究開発機構から原子力科学研究所の原子炉施設（放射性廃棄物の廃棄施設）の変更に係る設計及び工事の方法の認可申請書の一部補正を受理（令和2年11月12日）](#)